

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號四第 卷十三第

行發日一月四年五和昭

論叢

家屋税の課税標準 法學博士 神戸正雄

貨幣數量説について 文學博士 高田保馬

經營學と經濟學 經濟學博士 小島昌太郎

時論

配給組織の合理化と中央市場の單複制 經濟學士 谷口吉彦

說苑

統計學に於ける二つの傾向に就いて 經濟學士 蜷川虎三

ボーレの恐慌理論 經濟學士 靜田均

雜錄

英蘭銀行の職能 經濟學士 有井治

月賦信用の特質 經濟學士 今津正二

カッセの價值論廢止と價格問題の取扱 經濟學士 高森晋

相關係數の意義 經濟學士 益田熊雄

酒税の立替 經濟學博士 沙見三郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

雜 錄

英蘭銀行の職能

有 井 治

一 序 言

英蘭銀行の創立されたのは一六九四年であつて、其の地位が大體確立せるは一七〇八年に於てである。有名な Peel 條令は一八四四年に通過した。其際、所謂通貨主義と銀行主義との間に激しき論争が行はれ、遂に前者が採用された。¹⁾かくて通貨の統制は自働的となり、發行部と銀行部とは區分せられ、毎週報告を出すこととなつて今日に及んでゐる。此間、銀行の組織に就ても、數次の非常緊急の場合を除けば、殆ど根本的な變化は見られない。

今、一八四四年と一九二九年に於ける英國の通貨状態の發展を一瞥するに、McKenna 氏の計算²⁾によれば、

一八四四年の金貨は五―六千萬磅なりしものが、近時に於ては一億三―五千萬磅となつてゐる。前年に於ては銀行券の實際流通量は三千万磅以下にして金貨の流通量は約四千万磅であり、合計約七千万磅の通貨が流通界と英蘭銀行以外の銀行準備金となつて存在してゐたのであるが、現時に於ては約三億五千万磅即ち約五倍となつてゐる。又銀行預金は一八四四年に於て約二億一千一百万磅なりしものが、現時に於てはイングラントとウエールズの合計でも約二〇億磅となつてゐる。従つて一八四四年に於ける金貨の實際流通額を暫く無視するならば、金貨以外の通貨は二億三千万磅から二三億六千万磅即ち約十倍に増加した譯である。之に對して英國に於ける金保有量は約二倍半の増加を示してゐるに過ぎない。

右の如き金融界の情勢に對して英蘭銀行は、現在如何なる職能を營みつゝあるか。習慣と傳統の強く支配する英國の制度に就ては、法規の形式よりも實質的内容を見る必要があると思ふ。此の點に關しロウトン氏

1) 拙稿、通貨主義とリカードの貨幣論——本誌28卷3號(昭和4年3月)參照。
2) Bankers' Speeches—The Economist, Jan. 25. 1930. p. 16r.

は英蘭銀行の現時に於ける職能を、(一)普通銀行として、(二)準國家銀行として、(三)中央銀行としての三觀點より説明を加へてゐる。³⁾以下氏の所説の概要を紹介する。

二 普通銀行としての職能

十九世紀の中頃に及んで英蘭銀行は、其の經營方針をして金融業者一般と異なる所なからしめたのであるが、實際には其の特別責任に基き他銀行より以上の準備金を保有してゐた。例へば一八四四年の銀行特許法 (Bank Charter Act) によつて必要とせられたる週報を、新形式の許に最近出版せられたるものを見るに、民間預金 (Private Deposits) 勘定は次の如き數字を示してゐる。此の事は當時英蘭銀行が普通銀行業務を第一次的のものにとせざる迄も、如何に重視してゐたかを示すものである。

民間預金勘定

鐵道

三〇、〇〇〇(磅)

倫敦諸銀行	九六三、〇〇〇
東印度會社	六三六、〇〇〇
愛蘭銀行、王立蘇蘭銀行、其他	一七五、〇〇〇
雜預金	五、六三一、〇〇〇
支店預金勘定	一、二〇九、〇〇〇

右の如き普通銀行としての職能が相對的重要性に於て著しく減退せる事は推知出来るが、其程度の如何なるものであるかを知るべき統計は不幸にも出版されてゐない。更に一九二八年の通貨及び銀行券法 (Currency and Bank Note Act) によつて英蘭銀行週報は、其他の預金勘定 (Other Deposits) を、銀行預金 (Bankers' Deposits) 及び雜預金 (Other Accounts) の二つに區分したため、雜預金勘定の正確な構成を知る事が困難となり、一層明確を期し難いものとなつた。週報改正後の十二箇月に就て見るに、雜預金勘定は最低三千六百萬磅から最高三千八百萬磅の限界内に止るに反し、銀行預金勘定に於ては最低五千八百萬磅、最高七千萬磅を示してゐる。若しより、正確な比較を必要とする場合は、此雜預金の各月變動平均を手形交換銀行 (Clearing

3) C. L. Lawton; The Bank of England—Its Origin and Present-day Functions. (The Accounts' Journal, Vol. XLVII. No. 561.—Jan. 1930.)

Bank)の夫れと比較すれば得られるであらうが、茲には唯だ雜預金は變幅の狭いものであり、且重要部分を占むるものでない事を示すに止める。

三 準國家銀行としての職能

英蘭銀行は固より國家銀行(State Bank)ではなく、又國家銀行としての特徴を有するものでもないけれども、英蘭銀行の職能の内には、國家銀行が存すとせば執行すべき職能を含んでゐる。英蘭銀行は内國各省の預金を託され、所謂公金預金を有するのである。

かゝる公金預金の増減を見るのは興味ある事であるが、取引數から推察する程大きくはない。即ち一九二八年一月初より同十月末迄に就て見れば、公金預金は八二五萬磅を最低とし二、四五〇萬磅を最高としてゐる。一見可なりの變動と見えるけれども、六月一日及び十二月一日に五千萬磅の戰時公債利子を支拂へるに比すれば大なるものではない。公金預金調節の主なる方法は毎週の大藏省證券の發行を調節する所にある。

即ち租税の徴收に因り公金預金の増加せる時は其發行を減少せしめ、多額の支拂に際しては増加せしめるのである。

茲に考察すべき問題は國家銀行と中央銀行との區別である。法學的に見る時は、紙幣の發行は主權の一部とされるのであるから、此の職能を營むものは國家銀行と見るべきであらうが、紙幣發行の統制は中央銀行の重要任務とされるのであるから、中央銀行は、如何に制限されたものであらうとも紙幣發行統制權を附與さるゝに非れば、其の統制範圍は狭小なものに過ぎない。此意味に於ては英蘭銀行には國家銀行たる性質の缺くる所が多い。加之、政府の資本より構成されてゐるのでもなく主管大臣が當然其局に當るのでもない。乍併、一九二八年の通貨及び銀行券法は英蘭銀行と大藏省との關係を大藏省證券の發行に就て一層緊密ならしめてゐる様である。同法に曰く、

銀行ハ保證發行限度ヲ二億六千萬磅ヲ超過スル或一定額ニ増加スルノ機宜ヲ得タルモノナルコトヲ大藏省ニ稟申ス

ル時ハ大藏省ハ銀行ニ對シ該一定額ヲ超エザル一定額迄銀行券ノ發行ヲ許可スルコトヲ得。但シ六箇月ヲ超ヘザル大藏省ノ適當ト認ムル期間内ニ限ル。(第八條ノ一)

大藏省ハ何時ニテモ銀行ノ申請ニヨリ大藏省ノ定ムル期間ヲ限り銀行ト協議ノ上定メタル金額迄保證發行限度ノ引下ヲ命ズルコトヲ得。(第二條ノ二)

四 中央銀行としての職能

中央銀行としての英蘭銀行の職能は、(一)他銀行の準備金の保管、(ロ)信用の統制、(ハ)他國中央銀行所有地金の保藏、(ニ)他國中央銀行との協働の四者に別つことが出来る。

(一) 他銀行の準備金の保管作用

英蘭銀行は其の許與せられたる獨占的特許に因り、倫敦諸銀行に對して斷然優越の地位を占むるに至つた。従つて諸銀行は其の支拂準備金を英蘭銀行に預託するを以て賢明の策とすることゝなつた。かくて倫敦手形交換加盟行 (the London Clearing Banks) は日々
の交換尻決済手段としても、英蘭銀行預金を活用して

る。

此の如き單一準備制度に關しては反對論がある。例へば Bagehot の如きは、かくては英蘭が支拂をな^{イン・ランド}し能ふや否やは實に一株式會社社長の頭腦に存する事となるとし、複數準備制度を力説して居る。勿論其の憂ひはあるが、此制度の一大特徴は比類なき伸縮性を有する點にある。加之、數多の獨立且競争的組織の許に於ては不可能なりとする・政策の單一的指導を可能ならしむるものである。之は米國が一九一三年の聯邦準備法に於て、聯邦準備局を設置し、從來の分散的組織に對し、統一的統制方策を採用せる事實が明に示す所である。單一準備制度の眞價は、それが信用數量と直接の比例を保つ所に存すると云ふも敢て過言ではなからう。反對者の意見は紙幣を以て主要なる流通手段となす國に就ては、尙ほ大いに考究すべき餘地があると思ふ。

(ロ) 信用の統制作用

英蘭銀行の信用統制作用は、先づ其の金利政策によ

つて實行される、即ち割引率を引上ぐる事によつて金融界を緊縮し、其の引下げによつて信用の膨脹を企圖することは周知の事實である。第二の信用統制方策は、倫敦金融市場に存する資金の誘導に存する、所謂市場政策之である。例へば昨夏の財界には五・五%の金利は引上傾向ありとせられたる際、英蘭銀行は多額の大藏省證券を手持ちとなし、爲に金融資金の放資口を狭塞し、却て金利を引下げたる如き此の著しきものである。

右二つの信用統制作用は平時に於て實施さる、所である。前述せる一九二八年通貨及び銀行券法第二條及び第八條により、大藏省の許可を得て保證發行額を變化せしめ、通貨従つて信用を統制する國家的方策は非常緊急時に際して行はる、ものである。

尙此作用に關連して、英蘭銀行の歐洲大戰後に於ける方策が、正貨準備率よりも物價の安定を目的とせる事が推知される、即ち割引率の變動少かりし一九二八年に於て正貨準備は一月四日には最低の二二%、五月

卅日には最高の五五%を示してゐるのである。

(ハ) 他國中央銀行所有地金の保藏作用

此の作用は現在よりも寧ろ將來に於て重要視さるべき職能で、英蘭銀行と南阿聯邦準備銀行との協約はその適例である。南阿聯邦準備銀行は、其の正貨準備の四分の一は大藏省の承認を経、聯邦以外の地に於て準備銀行が保管し又は他銀行へ預託し、準備勘定としてイヤーマークするを得ること、なつてゐる。其の預託を受くるのが英蘭銀行となつたのである。

瑞典の *Qvists* 教授の説く所によれば、近き將來に於て著大なる地金の世界的缺乏が起るさうであるが、若し此意見を正當なりとすれば地金は益々國際的銀行へ集中せらるゝに至り、かゝる保藏作用は愈々重要性を増して來るだらう。

(三) 他國中央銀行との協働作用

現時の信用取引は單に國內取引に止らず國際的性質を有する。一國中央銀行が其獨自の政策を固執する時は他の金融中心の安定性を障礙すること著大なるもの

がある。従つて協働作用の必要は何人も之を認める所であつて贅言を要せぬ。最近に於ける佛蘭西銀行及び獨逸帝國銀行の態度に就て見るに、協働なき政策的行爲が如何に重大なる結果を齎すやは思半ばに過ぐるものがあるであらう。反之、英蘭銀行が紐育の恐慌に際して其割引率を引下げたるが如きは、當事者が如何に協働作用を重視し且之に忠實なるやを示すものである。

五 結 言

以上要するに、英蘭銀行の普通銀行としての職能は漸次寧ろ衰微し、國家銀行としての職能は愈々重要味を加へ殊に歐洲大戰に基く國家的政策の遂行は、遂に一昨一九二八年に至り通貨及び銀行券法に明記せらるゝに至つた。其の中央銀行としての職能に於ては、其の歴史と共に古く且つ著明であつて、他國中央銀行の模範となつたものであるが、當局者の自覺と先見によつて益々發展せんとし、新境地を開拓して國際的にも重要なものとなるであらう。

1) Edwin R. A. Seligman; The economics of instalment selling. 1927. Vol. I. PP. 196—213.